

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



住宅改修に伴う 固定資産税の減額措置

住宅を改修し、下記の要件に該当する方は、翌年度の固定資産税が減額されますので添付書類を添えて申告してください。

問合せ先 役場 税務課

内線 178・179

	要件	減額される額	添付書類
耐震改修	<p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅で建築基準法の現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅で耐震改修工事の工事費が50万円を超えるもの</p> <p>※認定長期優良住宅の場合には改修後の床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下</p>	<p>工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり120㎡分までを限度)の2分の1</p> <p>※認定長期優良住宅の場合には3分の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(町・建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行) • 耐震改修工事に要した費用を確認できる領収書等 <p>※認定長期優良住宅の場合には認定通知書の写し</p>
省エネ改修	<p>平成20年1月1日以前から所在している床面積が50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く。また平成30年4月1日以降の改修は床面積が280㎡以下であること)で現行の省エネ基準に新たに適合する省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅で、補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの</p> <p>①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)…必須</p> <p>②床の断熱改修工事</p> <p>③天井の断熱改修工事</p> <p>④壁の断熱改修工事</p> <p>※認定長期優良住宅の場合には改修後の床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下</p>	<p>工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり120㎡分までを限度)の3分の1</p> <p>ただし、住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置を受けている年度は減額されません。</p> <p>※認定長期優良住宅の場合には3分の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 納税義務者の住民票の写し • 現行の省エネ基準に新たに適合した工事であることの証明書(建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行) • 省エネ改修工事に要した費用を確認できる領収証等 <p>※認定長期優良住宅の場合には認定通知書の写し</p>
バリアフリー改修	<p>65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害のある方のいずれかの方が居住する既存の住宅で床面積が50㎡以上(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除く。また平成30年4月1日以降の改修は、床面積が280㎡以下であること)の建物で行われた改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> • 廊下の拡幅 • 階段の勾配の緩和 • 浴室の改良 • 便所の改良 • 手すりの取り付け • 床の段差の解消 • 引き戸への取り替え • 床表面の滑り止め化 	<p>工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり100㎡分までを限度)の3分の1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 納税義務者の住民票の写し • 補助金等の交付、給付決定書 • 次の①～③のいずれかの書類 ①65歳以上の方の住民票の写し ②介護保険被保険者証の写し ③障害者手帳またはこれに代わるものの写し • 工事明細書(建築士、登録住宅性能評価機関等が発行する改修工事が行われた事を証明する書類でも可) • 改修前後の写真およびバリアフリー改修工事に要した費用が確認できる領収書等

税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 8月14日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176



個人事業者の税務相談会

商工会では、個人小規模事業主を対象に、記帳確認および半期源泉所得税の相談会を行います。新しく事業を始められる方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 7月9日(火)午前9時30分～午後3時

ところ 商工会館 2階講習会等研修室

問合せ先 商工会
☎(442)4511

防災行政無線 電話応答ダイヤル

☎(444)2121

町が防災行政無線で直近に放送した内容を専用ダイヤルで聴くことができます。ぜひご利用ください。

問合せ先 役場 防災危機管理課
内線 151・152

防災NEWS

防災豆知識 警戒レベル運用開始

防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階のレベルで表す運用が始まりました。警戒レベルに応じた、とるべき行動を確認してください。

警戒レベル1

今後、警報級の可能性が予想されます。災害への心構えを高めてください。

警戒レベル2

注意報が発表されます。自らの避難行動を確認してください。

警戒レベル3

避難準備・高齢者等避難開始が発令されます。避難に時間を要する人は安全な場所へ避難を開始し、その他の人は避難の準備や自発的に避難してください。

警戒レベル4

避難勧告や、状況によっては避難指示(緊急)が発令されます。全員、避難してください。状況に応じて、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な場所へ避難してください。

警戒レベル5

災害発生情報が発令されます。すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとってください。

問合せ先 役場 防災危機管理課 内線 151・152

大治町総合防災訓練

近年、地震や豪雨などにより、全国各地で大きな被害が出ています。災害から身を守るには、日頃からの備えが大切です。町では、次のとおり訓練を実施します。皆さん多数ご参加ください。

とき 8月18日(日)午前8時

※少雨決行

※予備日なし

ところ 町内一円

・主会場 大治中学校
・地区会場 西條防災コミュニティーセンター、西公民館、総合福祉センター、公民館、八ツ屋防災コミュニティーセンター、砂子東部防災ふれあいセンター

※暑さ対策のため、水筒・タオル・帽子等をお持ちください。